

<h1>控室</h1>	首都圏大学非常勤講師組合 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 035-395-5255 URL: http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/ e-mail: sida@union-kk.com	〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 00140-9-157425 大学非常勤講師分会
-------------	---	---

本号の主な内容

- ◆ 大学ルネサンス—教育能力と採用基準(4面) ◆ 専任教員になりました(5面)

「高学歴難民」問題をどう考えるか

志田昇(首都圏非常勤講師組合書記長)

生活できる・借金が返せる賃金(誰でも個人年収 300 万円以上)、「所得連動型」の奨学金返済(卒業後の収入に応じた返済)、大学院卒に専門的能力を生かせる就職先の確保を!
民主党政権は大胆な政策転換を!

[1] 高学歴難民と製造物責任

最近「高学歴ワーキングプア」という言葉が流行したが、大学院を出た「働く貧困層」という意味では、非常勤講師はまさに「高学歴ワーキングプア」である。しかし、非常勤講師や、その周辺には、低賃金に加えて、非常勤講師にもなれないという失業問題や奨学金問題が複合して生活難に陥った人たちも多数存在する。そこで、問題の複合的性格を明らかにするために、大学院を出たのに、あるいは大学院を出たために、生活困窮者となっている人たちを一括して「高学歴難民」と呼ぶことにしたい。

この問題の根本原因は、文部科学省と大学が就職先もないのに大学院生を増加させたことにある。1991年には約10万人だった大学院生が、2004年には24万人になった。このため、文科系の場合、若手は非常勤講師にも簡単にはなれなくなった。

また、1998年から2008年の間に、奨学金の総額は、約3倍に増えたことも問題をさらに深刻化させた。学費の高騰と親の収入の減少のため多額の奨学金を借りざるを得なかった人たちは、定職に就けなかった場合、返済に苦しむようになった。大学生が日本学生支援機構から毎月12万円借りると、金利を別にしても、4年間で総額600万円近くなり、大学院まで借りると1000万円近くなる人もいる。

こうして、大量倒産するはずだった大学(中村忠一『あなたの大学が潰れる』、2001年、参照)は、奨学金拡大による学生数維持と大学院生の増加のおかげで救済された。しかし、その代わりに、多額の借金を抱え、失業や低賃金に苦しむ大量の若手の「高学歴難民」が生まれたのである。大学院を出ても、将来の高収入につながらないだけでなく、学歴や資格を生かせず、借金だけ残って、高学歴がマイ

ナスに作用するようになった。

ノーベル賞受賞者の益川京都大学名誉教授は、5月26日のシンポジウムで、「今日の大学院卒の就職難は、完全な人災であり、政府・文部科学省には『製造物責任』がある」と述べたという。まさに正論である。この問題について個人として見解を述べてみたい。

[2] 「卒業後の年収」に応じた奨学金返済制度の導入

社会人としてのスタートの時点で多額の利子つき債務を抱えるという異常な事態を解決する方法はあるのだろうか。少なくとも、取り立て強化で解決する問題ではない。現在「理論的に最も優れた制度」(小林雅之『進学格差』、2008年、ちくま新書、158頁参照)とされているのは、所得連動型の返済制度、すなわち卒業後の年収に応じた返済方法の導入である。最近、NHKの「クローズアップ現代・奨学金が返せない」という報道番組で、「所得連動型」の返済制度が紹介されていたので、見た人も多いのではないだろうか。

この制度を導入するには、具体的には、次のような措置が必要である。

(1) 所得連動型返済制度の概要

① 本人の収入が最低額以下の場合、返済を猶予すること。現行制度でも、年収300万円以下は5年まで返済猶予だが、5年後には更に困窮している場合が多いので、期限をつけるべきではない。例えば、英国やオーストラリアでは本人の年収が約300万円以下の場合には返済猶予である。

② 収入の数パーセントを毎月の返済の上限とすること。

英国では所得の0~3.6%、オーストラリアでは所得の0~8%を返済の上限としている。

一定期間または一定年齢以上では最終的には返還免除されるようにすること。

例えば、私案だが、日本では、60歳以上は返還免除とすることが考えられる。

③ 所得の捕捉が不可欠のため源泉徴収またはそれに類似の徴収方法とすること。

この制度の場合、返済の負担感が少なく、源泉徴収なので、返済率は上がるとされている。延滞金を取ったり、延滞者を「ブラックリスト」にのせたり、取り立てを強化したり、保証人や連帯保証人を人質に取ったりする必要もなくなるわけである。また、現在文科系の博士修了者の約2割が、行方不明になる(水月昭道『高学歴ワーキングプア』、2007年、光文社新書、21頁参照)という「消えた高学歴者」問題も解決できる。もちろん、低所得者や高齢者からは取れないが、これは現行制度で取り立てを強化しても結局取れないので、制度的に返済免除にした方が回収費用分安上がりになる。以前、返す余裕が十分ある大学の専任教員や学校教師に対して返済を免除していたことに比べれば、はるかに合理的である。

④ 金利は廃止するかインフレ分だけとし、実質無利子とすること。

ちなみに、英国もオーストラリアも、インフレ分だけで実質無利子である。

(2) 経済同友会の提言とオバマ政権の軌道修正

このような見解は、必ずしも少数の意見とはいえなくなっている。上述したNHK番組でも触れられていたように、経済同友会は、最近、『経済格差を教育格差に繋げないために一高等教育の機会均等に向けて一』(2010年3月26日)の中で、給付型奨学金の創設と同時に、「卒業後の

年収が低ければ返済額を減免する制度」(所得連動型返済制度)の導入を提言している。2007年には、同じ経済同友会が奨学金について「金融事業だから民間にゆだねるべきだ」と提言していたことを思えば、これは歓迎すべき変化である。

また、世界の流れも変わってきている。小林雅之東大教授は、世界各国の教育改革の動向を分析して、「米国は、オバマ政権が従来のローン型の強化から、給付型を強化する姿勢に政策転換した。オーストラリアや英国も、所得に比例して奨学金の返還額が決まる『所得連動型』の奨学金制度と組み合わせた形で、近年、給付型を増額している。また韓国では、2008年から給付型奨学金を導入し、10年からは所得連動型も採用している。中国も給付型に力を入れている」(「公明ニュース」2010年6月3日付、公明党モバイルサイト)と述べている。一言でいえば、世界の動向は、「グラント(給付奨学金)からローンへの移行、さらにグラントの重視へ再転換」(小林雅之『少子化と教育費』、2009年5月12日、ネット版、17頁)である。

日米構造協議などを通じて、日本政府に規制緩和を進めるよう圧力をかけていた米国や日本の財界の一部や旧与党の公明党でさえ軌道修正を図っている時に、政府・文部科学省だけがいまだに奨学金ローン化を推進しているわけである。民主党政権には今こそ大胆な政策転換が求められているのではないだろうか。

[3] 資格や専門的能力の生かせる就職先の確保

公教育によって育成した人材をどぶに捨てるようなやり方は、税金の最大の無駄使いである。文科系大学院修了者に専門的能力や資格を生かせる就職先を確保

することが求められる。まさに、菅首相の言うように「一に雇用、二に雇用、三に雇用」である。実現可能な対策を挙げてみよう。

- ・大学の専任教員採用を増やすこと。
- ・少人数教育(35人学級など)を目指す中で、学校教員の採用に大学院修了者や博士号取得者の特別枠を設けること。
- ・行政職に大学院修了者や博士号取得者の特別枠を設けること。
- ・一般的な雇用対策を拡充すること。

[4] 生活できる・借金が返せる賃金

男女だれでも、個人年収300万円以上の社会をめざし、大学非常勤講師の1コマ(週1回90分授業)月5万円を実現させること。

大学の講義は、国会答弁等でも認められているように準備や研究の時間を考慮すると講義時間の4倍の労働時間に換算される。したがって、理論上は、週5コマ(10時間)が通常の週40時間労働に相当する。5コマで最低の生活ができ、借金が返せる賃金はどうしても必要である。

現行の奨学金制度でも年収300万円以下の場合、生活困難と見なされ、返済猶予とされている。したがって、週5コマで、少なくとも月収25万円、年収300万円を獲得しなければならない。

[5] 掛け持ちパートも社会保険に加入できる制度が必要

現行の社会保険制度は、1ヵ所で週30時間以上働いていないと加入できないようになっており、非常勤講師のような掛け持ちパートは締め出されている。労働時間の合算によって、掛け持ちパートも社会保険に加入できるようにすることが必要である。

大学ルネサンス—その26

非常勤講師の教育能力と採用基準

今年で非常勤講師生活5年目となり、今は3校目となる大学で社会科学系の科目を教えておりますが、このたび組合員となりました。どうぞよろしく申し上げます。まだまだ駆け出しの域を出ませんが、ここでは、この間感じてきたことを思いつくままに述べさせていただきたいと思います。

非常勤講師を始めてからずっと気にかかっていることの一つに、講師の仕事を通じて知り合った大学の教員がほぼ全くいないということがあります。いつ出勤しても、事務の人や、同じ時間帯に非常勤としてきている人と挨拶する程度で、常勤者とは顔を合わす機会すらありません。分野ごとの違いもあるのですが、同じ頃に非常勤講師を始めた友人に聞いてみても、事情はだいたい似たようなものようです。

とはいえ交流する機会を設けるとなると、それで拘束される時間の手当をどうするかとか、いろいろと難しい問題も出てくるわけですが、同じ職場で同じ仕事をしている人たちと、日々の仕事の中で接する機会がまったくないというのは、かなり異常なことのようには思われます。講義の内容に関しても、事務から注意事項の通知が来るのみで、授業内容についてはなんの注意もありませんし、逆にこちらが相談したいことがあってもそのための窓口すらありません。

このことは、まずは大学という職場のコミュニティから非常勤講師が排除され孤立化させられているという問題に他なりません。同時に、そのコミュニティ内部での常勤同士の間関係が希薄化していることの余波でもあるでしょう。交流などないほうが気楽でいいという向きもありまじょうが、教員がおかれたこのような状態は、大学教員が教育という職能を集团的に高める契機を失いつつあることを意味しているように思われてなりません。

他方で、常勤職を得るべく就職活動をしておりますと、大学側の採用基準として教育能力を重視する傾向が次第に強化されてきていると感じられます。むろん、研究面での業績重視の傾向が弱まるということではなく、多数の業績をそろえていることを前提に、その上でさらに教育能力もという話になるのですが、ともあれ教育重視の流れは今後も強まっていくことが予想されます。

しかしながら周知のように、大学院などを通じた大学教員の養成は、どのようにして研究論文を書くかということが中心であり、講義のすすめ方など教育についてはほとんど教えられてこなかったのが実情です。このように、教育についての力量を高めるためのカリキュラムやノウハウが蓄積されておらず、また大学教員の間でそれについての議論を深める場

もない中で、ひとり採用の場での教育重視のみが進行すると、その結果として現れるのは、教育能力についての恣意的判断の横行・採用基準の不透明化という事態ではないかと思われます。

私の狭い経験からの話になってしまいますが、面接の際に、「あなたが専門的に研究してきた分野での教育はあまり必要でない。それよりも専門分野以外の教育をいかにオールマイティにこなせるかを重視している」という意味のことを言われたことがありました。要するに、今後予想されるめまぐるしいカリキュラム再編にいかに柔軟に対応できるかが重要ということだと思えます。

採用基準は基本的に採用する側の裁量となるのはやむをえないので、この話

の何が問題なのかを的確に指摘するのは難しいのですが、実際に大学で養成可能な教育能力と無関係に採用基準が設定されると、個々の教員に求められる能力が際限なく肥大化していくことになりかねません。そうしないためには、ある程度集団的な取り組みの中で、教育能力を測るための何らかの社会的基準が作られる必要があると思います。そしてそれには、教員自身が参加する民主的な組織が不可欠であり、非常勤講師の場合には首都圏大学非常勤講師組合が大きな役割を果たしうるのだと思われます。いまだ漠然とした思いにとどまるのですが、私自身、この組合を通じてそうした活動に貢献できればいいなと考えています。(K. Y)

専任教員になりました

斎藤正美

理系学部を卒業し、企業に就職して12年後、上司との関係がうまくいかず、これを契機に退職し、経済の大学院に入った。しかし、転職には遅すぎた。大学院に入学する早々、財政学のゼミのとき、年齢を理由に就職は極めて難しいことを告げられた。そうはいってもルビコン川を渡ってしまったので、かすかな望みを支えに研究を続けることにした。

このようなわけで、専任になって、あらためて就職応募書類を数えると、42回応募したことがわかった。昔、先輩が「応募書類が返ってくるたびにためていて、厚くなっていくのが愉しみになる」と自

虐的に述べていた気持ちがよくわかる。修論の指導教授もすでに他界し、就職口を狭めていた。かつて、紹介者を通じて応募したことがあるが、「年齢構成のバランスを考えると書類を受領できない」と断られたこともある。別の同じようなケースでは学部長宛てに、年齢による差別は最高学府がとるべきではないと「嘆願書」を書いたこともあった。

そうした折、非常勤講師組合にかかわり、研究と活動の両立を図りながら組合活動に主眼を置くことにした。専任より賃金を上げることのほうがより現実的だと考えることにした。

非常勤講師組合に入って理解したことは、非常勤講師の権利は全くなく、「風の前の塵に同じ」ということであった。他方で、そのことを自覚していないような、専任のもつ権利が当然非常勤講師にも適用されるとの態度をとって解雇される例もあり、なかなか複雑であった。ただ、組合の力は予想以上に強く、非常勤講師が一人で大学に要求しても相手にされないが、組合がタッチすると、学長とか、理事とか、総務部長など普段会うこともできないようなお偉方が団交に出てくるということが生じ、そのたびに法律で保護されるということがどんなにすばらしいことかあらためて認識できた。

そのうち書記長になって、研究と活動の両立がいつそう要請され、自分なりの模索が始まった。専任であれば、だれかがいうように午前中は研究、昼から学生指導、夜は組合活動というスタイルでできるかもしれないが、非常勤講師組合の活動は、なかなかそうはいかず、同時並行的に処理すべきものが多く、企業の行程表のような細かい振り分けが求められる。

労働相談では、相手の人はひどい労働環境におかれ、興奮して訴えてくるので、人間関係に相当入り込むことになる。その中で、なんとか解決策をみつけ妥協も

しながら、前進を続けるのはかなりの力量が要請されることである。こういうことがうまく処理できれば、いつ総務部にはいってもやっていける。現代の会社は組合幹部を事業所所長にしたりするのであるが、そうした側面を期待できるからというのかもしれない。残念なことに非常勤講師組合の場合そういう扱いはされない。

だが、専任になれる機会がたまにはあり、一般組合員よりその確率が高いということになれば、組合活動にも熱が入ろうというものである。

小生の場合、組合関係者の情報で北見工業大学に応募し、採用された。大学はマネジメント工学コースを新しく導入したらしく、経営の理論家で責任者(教授)を求めている。幸い応募する人が実務家、コンサルタントなどで、研究者理論家が少なく、小生が推薦されたようである。

北海道では、札幌を例外として大学が少なく、専業非常勤講師は成立せず、そのため非常勤講師の状況については、全く知られていない。したがって小生のような回り道をした教員が知らせるようにしなくてはならない。今後、組合に財政的に協力をするとともに、非常勤講師の地位向上のために、専任組合でも問題にしていきたい。

アンナ・マリア・ジグムント著
西上 潔訳
ナチスの女たち—第三帝国への飛翔
東洋書林、2009
A5、356頁
2520円

アンナ・マリア・ジグムント著
平島直一郎/西上 潔訳
ナチスの女たち—秘められた愛
東洋書林、2009
A5、357頁
2520円

